

由布市議会基本条例

前文

議会は、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される合議制の機関です。地方公共団体の議事機関として位置づけられ、住民の代表機関、意思決定機関としての役割を担い、地方自治の本旨に基づき、民主的な地域社会の確立を目指す使命を負っています。平成 12 年の地方分権一括法の施行により、わが国は本格的な地方分権時代を迎え、地方分権型の自治体の一翼を担う地方議会の役割と責務は高まっています。由布市は、平成 17 年 10 月に発足以来、「地域自治を大切にしたい住みよき日本一のまち」を標榜し、市民福祉の向上と自治の拡充に努めてきました。由布市議会は、分権時代にふさわしい責任と説明を果たす議会となるよう議会改革に取り組んでいます。

ここに、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、市民に開かれた議会、市民に信頼され市民とともに歩む議会、そして議論する議会を目指し、市民福祉の向上のために全力で取り組むことを誓い、この由布市議会基本条例を制定します。

(議会への市民参加、市民との連携)

第 7 条 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努める。

2 議会は、市民の意見を反映した政策提言を行うため、議会への市民参加の機会を確保する場を設けて、市民と連携した議会活動の実現に努める。

(委員会)

第 17 条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するとともに、委員会の専門性を高め、特性を活かした所管事項の政策審議及び政策提案に努める。

2 委員会は、市民に審査の経緯等を説明するとともに、委員会が所管する事案等について、市民との意見交換を積極的に行うよう努める。

3 委員会は、原則として公開とし、市民に分かりやすい運営に努める。

4 委員会は、第 7 条の規定にのっとり、請願及び陳情の審査を行うにあたっては、それらの市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、提案者等の意見を聴く機会を設けるよう努める。

(議員定数)

第 19 条 議員定数は、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させ、かつ議会が十分な議論を尽くすことが可能となる人数とすることを根拠として、別に条例で定める。

2 議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点及び効率的かつ能率的な議会運営の視点のみならず、次に掲げる各号を考慮して定める。

(1) 人口のみを定数の根拠とはせず、市民の代表性が十分に確保される人数であること。

(2) 由布市の持つ地理的及び地域的特性を十分に反映させられる人数であること。

(3) 由布市の面積要件を考慮した人数であること。

(4) 常任委員会内で多様な民意を反映した議論が成り立つ適正人数を要すること。

(5) 常任委員会における裁決時に、賛成反対それぞれが十分に成り立つに必要な最低委員数が確保されること。

(6) より多くの市民の政治参加の機会を確保、促進できる人数であること。

3 議員定数の改定に当たっては、議会及び議員活動に関する市民の意見を広く聴くよう努める。